

## 仕事と子育ての両立のための行動計画

職員が仕事と生活の調和図り、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

**目標1:職員が安心して、妊娠・出産や育児に専念し、また職場復帰ができるように  
関係諸制度の周知や積極的な活用を進めます。**

**【最終目標:男性職員の育児休業の取得と女性職員の育児休業 100%達成】**

対策

☆令和 7年 4月～ 各規程の配備と制度に関するパンフレット等の配布。  
☆令和 7年10月～ 管理職、指導職への制度理解のための研修会の実施。  
☆令和12年 1月 5年計画の総括と新計画の作成。

**目標2:所定外労働を削減するために、ノー残業デーを設定し、実施します。**

**【最終目標:所定外労働時間 30%削減達成】**

対策

☆令和 7年 4月～ 部署毎に現状把握と問題点の検討開始。  
☆令和 7年 4月～ ノー残業デーについて、職員への周知及び実施開始。  
☆令和12年 1月～ 5年計画の総括と新計画の作成。

**目標3:職員の心身の健康維持管理のために、年次有給休暇の取得日数を年間10日以上を  
目指します計画的付与制度を整備し**

**【最終目標:年1回、連続5日間の有給取得達成】**

対策

☆令和 7年 4月～ 部署毎の現状把握と問題点の検討開始。  
☆令和 7年10月～ 課題解決の取り組み開始。  
☆令和12年 1月～ 5年計画の総括と新計画の作成。